



収入保障保険(月払給付・無解約返戻金型)

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、インターネット申込特約を付加いただいたお客さま専用です。「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。
次のお手続き項目へ移る前に必ずお読みください。

収入保障保険 (月払給付・無解約返戻金型)

ご契約に際しての重要事項

契約概要

ご契約前に必ずよくお読みください。

「契約概要」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解いただくため、特にご確認いただきたい情報を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

また、「注意喚起情報」も必ずあわせてご確認ください。

代表事例を用いて説明しています。

契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、その概要や代表事例を示しています。支払事由や給付に際しての制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

また、個別の具体的な数値などについては、「設計書」などご確認ください。

記載の内容は2024年4月現在のものです。

※インターネット申込特約の適用に際しては、お申し込みをされる方(契約者)は、保障の対象となる方(被保険者)と同一であることを要します。

1

商品の特徴

- 被保険者が死亡されたとき、または所定の高度障害状態に該当されたときなどに、以後の所定の期間、ご家族の生活保障として、毎月、給付金が支払われる保険です。
- 上記の他、保険契約の型により、三大疾病(悪性新生物・心疾患・脳血管疾患)に対する月払給付金や、不慮の事故による死亡または所定の高度障害状態・所定の身体障害状態になられたときの月払給付金、保険期間満了時に被保険者が生存し月払給付金のいずれもが支払われなかった場合の無事故給付金があります。
- 解約返戻金(無事故給付金に対応する部分を除く)をゼロとし、これを保険料に反映しています。
- 過去2年以内の喫煙状況により、保険料率(非喫煙保険料率・喫煙保険料率)が異なります。非喫煙保険料率が適用された場合、喫煙保険料率より割安な保険料でご契約いただけます。

以下は代表的な事例です。お申し込みいただく内容については、設計書などでご確認ください。

■ご契約例

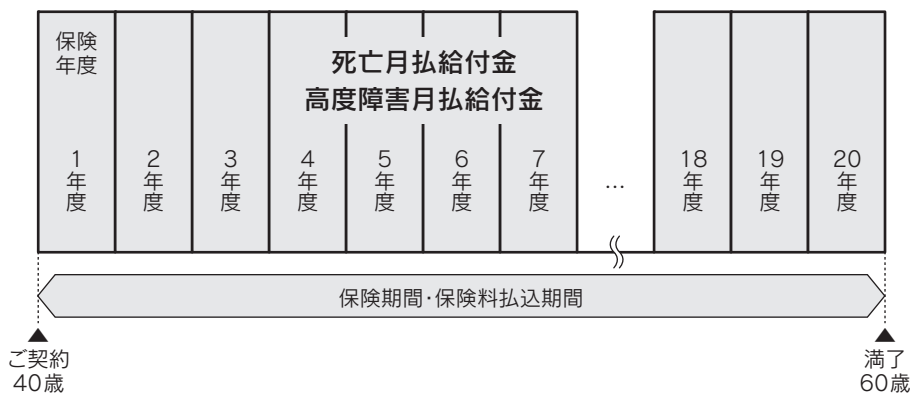
主契約	収入保障保険(月払給付・無解約返戻金型)Ⅰ型
月払給付金額	20万円
保険期間	60歳満了
確定保証期間(*1)	5年
被保険者	契約年齢40歳 男性
保険料払込期間	60歳払込満了(全期払)
保険料の払込方法(経路)	口座振替
保険料の払込方法(回数)	月払
保険料	5,200円(非喫煙保険料率)(*2)

*1 月払給付金を支払う場合の最低保証年数のことを「確定保証期間」といいます(三大疾病月払給付金を除く)。保険期間満了間近で死亡・所定の高度障害状態に該当された場合でも、ご契約時にご指定いただいた期間(2年、5年、10年)が終了するまで、保険期間が満了しても継続して月払給付金が支払われます。

保険期間が歳満了の場合には、確定保証期間は2年・5年のいずれかを選択いただきます。保険期間が10年満了の場合には、確定保証期間は10年となります。

*2 非喫煙保険料率が適用された場合の保険料です。喫煙保険料率が適用された場合は、保険料が高くなります。

給付金の詳細については、[保障内容について](#)をご覧ください。



保険料率について

この保険契約の保険料率の区分は、被保険者の過去2年以内の喫煙状況に応じて、次のいずれかを適用します。非喫煙保険料率が適用された場合、喫煙保険料率より割安な保険料でご契約いただけます。

(1) 非喫煙保険料率

(2) 喫煙保険料率

3

保障内容について

保障(責任)の開始

責任開始時(保険契約の申し込みを当社が受信した時または告知の時のいずれか遅い時)から保障を開始します。

保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合

三大疾病月払給付金の悪性新生物の保障は、責任開始の日(復活の場合は復活日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日(悪性新生物責任開始日)から開始します。

※ 責任開始の日からその日を含めて90日間の不てん補期間(保障されない期間)があります。

**悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定されたことによる無効**

保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、被保険者が悪性新生物責任開始日前までに悪性新生物と診断確定されたために、悪性新生物に関して三大疾病月払給付金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6ヵ月以内に契約者からお申し出があったときは、この保険契約を無効とします。この保険契約が無効とされた場合には、すでに払い込まれた保険契約の保険料を、契約者に払い戻します。また、当社の定める取り扱いの範囲内で保険契約の型を変更することもできます。この場合、変更後の保険契約の型で保険契約の申込みがあったものとして取り扱います。

保険契約の型

保険契約の型により、給付金の種類が異なります。

保険契約の型	給付金の種類
Ⅰ型	死亡月払給付金 高度障害月払給付金
Ⅱ型	死亡月払給付金 高度障害月払給付金 三大疾病月払給付金
Ⅲ型	死亡月払給付金 高度障害月払給付金 三大疾病月払給付金 災害死亡月払給付金 障害月払給付金
Ⅳ型	死亡月払給付金 高度障害月払給付金 災害死亡月払給付金 障害月払給付金
Ⅴ型	死亡月払給付金 高度障害月払給付金 無事故給付金

支払事由

主契約	給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
収入保障保険 (月払給付・無解約返戻金型)	死亡月払給付金	保険期間中に死亡されたとき	月払給付金額	死亡月払給付金受取人
	高度障害月払給付金	責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者
	三大疾病月払給付金	次のいずれかの事由に該当したとき (1)悪性新生物 責任開始の日(復活の場合は復活日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日(悪性新生物責任開始日)以後の保険期間中に、悪性新生物責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき (2)心疾患および脳血管疾患 保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①心疾患または脳血管疾患により、開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管・バスケットカテーテル手術に該当する手術を受けられたとき ②心疾患または脳血管疾患により、継続して20日以上入院をされたとき		
	災害死亡月払給付金	保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①責任開始時以後の不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき	月払給付金額の50%	死亡月払給付金受取人
	障害月払給付金	保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①責任開始時以後の不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害の状態になられたとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき	月払給付金額の50%	被保険者
	無事故給付金	保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に月払給付金のいずれもが支払われなかったとき	月払給付金額	契約者

※ 所定の高度障害状態・身体障害の状態・感染症については、**ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

※ 所定の高度障害状態に該当し、高度障害月払給付金や障害月払給付金が支払われた場合には、被保険者が所定の高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

※ 死亡月払給付金と高度障害月払給付金は重複してお支払いしません。

※ 三大疾病月払給付金は支払期間が2年間です。支払事由発生後は、新たにこの給付金の支払事由に該当してもお支払いしません。

※ 災害死亡月払給付金と障害月払給付金は重複してお支払いしません。

※ 障害月払給付金は支払事由発生後に新たにこの給付金の支払事由に該当してもお支払いしません。

※ 無事故給付金の支払額は1回分の月払給付金額となります。

月払給付金の支払日と支払期間

月払給付金は、支払事由にそれぞれ該当した日を月払給付金支払開始日(月払給付金の最初の支払日)とし、以後、月払給付金の種類に応じて以下の日まで、月払給付金支払開始日の毎月の応当日にお支払いします。

給付金の種類	支払期間
死亡月払給付金	保険期間満了日まで(ただし、月払給付金支払開始日から保険期間満了日までの期間が確定保証期間に満たない場合は、月払給付金支払開始日からその日を含めて確定保証期間を経過した日まで)
高度障害月払給付金	同上
三大疾病月払給付金	月払給付金支払開始日からその日を含めて2年を経過した日まで
災害死亡月払給付金	保険期間満了日まで(ただし、月払給付金支払開始日から保険期間満了日までの期間が確定保証期間に満たない場合は、月払給付金支払開始日からその日を含めて確定保証期間を経過した日まで)
障害月払給付金	同上

※ 三大疾病月払給付金または障害月払給付金の支払期間中に被保険者が死亡したときは、未払金の現価を被保険者の法定相続人に一時にお支払いします。なお、死亡月払給付金は死亡月払給付金受取人にお支払いします。

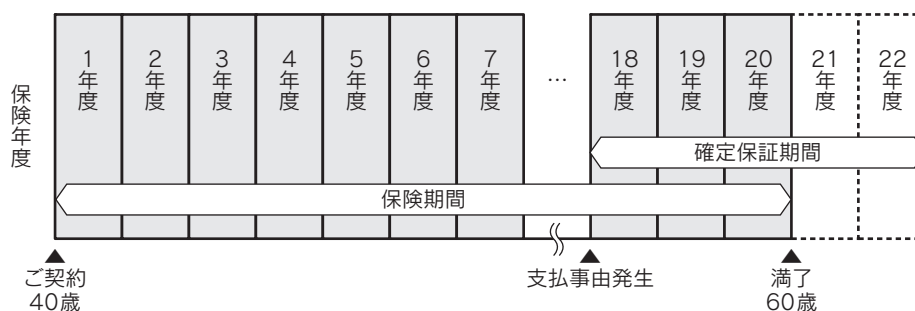
確定保証期間(三大疾病月払給付金を除く)

確定保証期間とは、月払給付金を支払う場合の最低保証年数のことをいいます。ご契約時に確定保証期間を、2年、5年、10年からご指定いただきます。

※ 保険期間が歳満了の場合には、確定保証期間は2年・5年のいずれかを選択いただきます。保険期間が10年満了の場合には、確定保証期間は10年となります。

例: 契約年齢40歳、保険期間60歳満了、確定保証期間5年の場合

第18保険年度の年単位の契約応当日に支払事由が発生した場合、保険期間満了までの3年間分に加え、保険期間満了後の2年間分の月払給付金が支払われます(確定保証期間が5年であるため、5年間分の月払給付金のお支払いが保証されています)。



月払給付金の一時支払・一部一時支払について

- 月払給付金支払開始日以後、将来の月払給付金のお支払いに代えて、未払金の現価の一時支払を請求することができます(月払給付金の一時支払)。
- 同様に、当社の定める取り扱いの範囲内で、月払給付金の一部のお支払いに代えて、相当する未払金の現価の一時支払を請求することもできます(月払給付金の一部一時支払)。この場合、一部一時支払を行う月払給付金に限り、以後の月払給付金額は減少します。ただし、変更後の月払給付金額によっては、一部一時支払を取り扱えない場合があります。

※ 受取総額は、原則として、月払給付金を毎月受け取る場合の受取総額よりも少ない金額になります。

更新について【10年満了契約の場合】

保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨のお申し出のない限り、健康状態にかかわらず自動的に更新されます(告知書の提出は不要です)。

- 更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算します。非喫煙保険料率・喫煙保険料率の区分は更新前と同じです。

ただし、以下の場合などには更新されません。

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるとき
- 保険期間が歳満了の保険契約のとき
- 保険料の払い込みが免除されているとき

保険料の払込免除について

責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当された場合、次の払込期月以後の保険料(付加されている特約を含みます)の払い込みは免除されます。この場合、保険契約は更新されません。

※ 所定の身体障害の状態については、[ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

■保険契約の型がII型またはIII型の場合

上記の他、保険料払込期間中に三大疾病月払給付金の支払事由に該当された場合、次の払込期月以後の保険料(付加されている特約を含みます)の払い込みは免除されます。この場合にも、保険契約は更新されません。

4

付加できる主な特約について

特約については、契約された特約のみからのお支払いとなります。
各特約の詳細については、**ご契約のしおり・約款**でご確認ください。

特約	名称	支払事由	支払額
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6ヵ月以内と判断され、かつ、リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して主契約の保険期間満了の日（契約が更新される場合は更新後の保険期間満了の日）までの期間が1年をこえている場合	<p>特約基準保険金額から6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息および6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する保険料相当額を差し引いた金額</p> <p>※特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、以下の①、②のいずれか小さい額を限度として、請求時に被保険者よりご指定いただけます。</p> <p>①請求日から6ヵ月後の月単位の応当日における主契約の死亡月払給付金の現価相当額</p> <p>②3,000万円</p> <p>支払限度： リビング・ニーズ保険金のお支払いは1回のみです。</p>

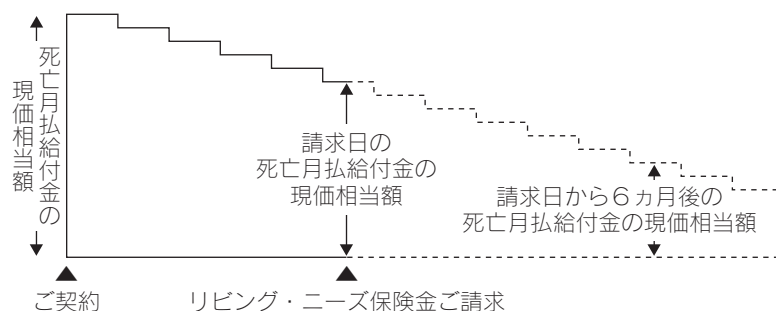
※リビング・ニーズ保険金を支払ったとき、この特約は消滅します。

※主契約に特別条件特約が付加され、保険金削減支払法が適用された場合、保険金削減期間中はリビング・ニーズ保険金をお支払いしません。

※リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって月払給付金額が減額されたものとします（減額部分に対応する解約返戻金はありません）。

また、減額部分に相当する保険料が減額されます。

<しくみ図>



● 特約の締結

リビング・ニーズ特約は、主契約締結の際のほか、契約者からの申し出があり、当社が承諾したときに、保険期間の途中で付加できます。

※契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人の代理人が中途付加時前に、被保険者が余命6ヵ月以内と判断されることをすでに知っていた場合には、この特約は効力を生じません。

● リビング・ニーズ保険金をお支払いできない場合

被保険者が次のいずれかにより、支払事由に該当されたときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。

- ▶ 被保険者の自殺行為
- ▶ 契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人の代理人の故意
- ▶ 戦争その他の変乱^(*)

* 支払事由に該当された被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときは、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

●リビング・ニーズ保険金の代理請求について

被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、契約者から被保険者の同意を得てあらかじめ申し出があった場合、その配偶者などが請求できない事情を示す書類などを提出し、当社の承諾を得てリビング・ニーズ保険金の受取人の代理人として請求することができます。

ただし、主契約に給付金代理請求特約を付加した場合は、給付金代理請求特約の規定が適用されます。

特約	概要
給付金代理請求特約	被保険者が受取人となる給付金などや被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除を請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、被保険者の戸籍上の配偶者や所定の範囲内の親族など(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求できます。なお、代理請求人はあらかじめ指定することが可能です(指定された代理請求人を「指定代理請求人」といいます)。この特約を主契約に付加して締結するには、被保険者の同意と当社の承諾が必要です。

※代理請求人の範囲

代理請求人は以下のいずれかの方です。

- ▶ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ▶ 被保険者に配偶者がいない場合、または特別な事情により請求ができない場合は、被保険者の直系血族または被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族の1人

代理請求人をあらかじめ指定する場合、次の範囲から1人を指定できます(指定代理請求人)。

(1) 次の範囲内の者

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者で、被保険者のために給付金などを請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

- ① 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者
- ② 被保険者の財産管理を行っている者
- ③ 死亡保険金受取人
- ④ その他(2)の①から③と同等の関係にある者

5

保険金・給付金などをお支払いできない事例

次のような場合には、月払給付金をお支払いすることはできません。

以下の事例以外にも給付金などをお支払いできない場合があります。

詳しくは **ご契約のしおり** をご覧ください。

支払事由に該当しない場合

〈例〉責任開始時前の傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当された場合、高度障害月払給付金をお支払いできません。

免責事由に該当する場合

- 〈例〉●責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡
- 契約者または死亡月払給付金受取人の故意による死亡
 - 契約者、被保険者または死亡月払給付金受取人の故意による高度障害状態

6 解約返戻金について

この保険には、無事故給付金に対応する部分を除き、解約返戻金はありません。

保険契約の型	解約返戻金の有無
I型	解約返戻金はありません。
II型	
III型	
IV型	
V型	保険料を払い込んだ年月数により計算された、無事故給付金に対応する部分の解約返戻金があります。

7 その他

ご契約上の注意など

- 契約者配当はありません。
- ご契約からの経過期間によっては、払込保険料合計額が月払給付金の総額や未払金の現価額を上回る場合があります。
- 当社の定める取り扱いの範囲内で保険料の前納を行うことができます。
前納期間中の契約については、減額などはできません。
また、前納された保険料のうち、保険料の払い込みを要しなくなった場合(死亡、保険料の払込免除、解約など)を除き、保険料に充当されていない残額を払い戻すことはできません。
- 月払給付金が当社所定の金額以上の場合、保険料の高額割引により保険料が割引されます。
- 保険料の自動振替貸付および契約者貸付の取り扱いはありません。
- 既往症、職業その他によっては契約をお引き受けできない場合があります。

収入保障保険 (月払給付・無解約返戻金型)

ご契約に際しての重要事項

注意喚起情報

ご契約前に必ずよくお読みください。

「注意喚起情報」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

また、「契約概要」も必ずあわせてご確認ください。

なお、支払事由および制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

記載の内容は2024年4月現在のものです。

※インターネット申込特約の適用に際しては、お申し込みをされる方(契約者)は、保障の対象となる方(被保険者)と同一であることを要します。

この保険の内容について、特にご確認いただきたい事項

この保険の解約返戻金についてご確認ください

この保険には、無事故給付金に対応する部分を除き、解約返戻金はありません。

- 保険契約の型がⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型の場合には、この保険の解約返戻金はありません。
- 保険契約の型がⅤ型の場合には、保険料を払い込んだ年月数により計算された、無事故給付金に対応する部分の解約返戻金があります。

ご契約にかかわる制度やお取り扱いについて

1

8日以内であれば、クーリング・オフ (お申し込みの撤回など)ができます

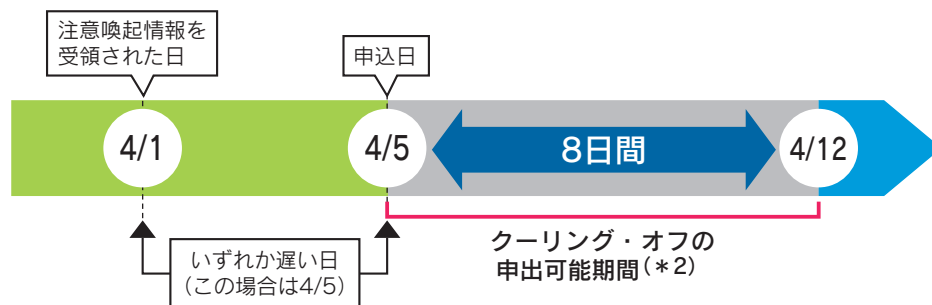
制度の内容

ご契約のお申し込み後一定期間内であれば、申込者または契約者(以下、申込者など)による書面の発信または当社ホームページからの送信により、お申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申し込みの撤回などは、書面の場合は発信時(郵便の消印日付)に、当社ホームページの場合は送信時(受付完了画面のお申し出受付日付)に、効力が生じます。この場合、払い込みいただいた金額は申込者などにお返しします。

対象期間

お申し込みの撤回などが可能な期間は、「申込日」または「クーリング・オフ(お申し込みの撤回など)制度を記載した書面(注意喚起情報)を受領した日」(*1)のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**となります。

*1 電磁的方法の場合、PDFファイルをダウンロードした日となります。



*2 書面の場合は4/12までの消印有効、当社ホームページからの場合は4/12までに送信したものが有効となります。

申出方法

書面でお申し込みの撤回などをする場合は、必要事項を記載した書面を下記までご郵送ください。

〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
メットライフ生命保険株式会社 新契約 クーリング・オフ受付担当

必要事項
<記載例>

20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申し込みを取りやめます。
契約者氏名(自署): 生保 太郎
被保険者氏名: 生保 太郎
住所: ○県○市○町○-○-○
日中の連絡先: ○○○-○○○○-○○○○
証券番号: ○○○○○○○○○○
保険種類: ○○保険
返金先口座: ○○銀行○○支店 普通○○○○○○○
口座名義人: セイホ タロウ

当社ホームページでお申し込みの撤回などをする場合は、クーリング・オフのお申し出フォームに必要項目を漏れなく入力の上送信ください。

ホームページ: www.metlife.co.jp/contact/

適用除外

次の場合には、お申し込みの撤回などをすることができません。

- ・ご契約のお申し込みのために、医師の診査を受けられた場合
- ・債務履行の担保のための保険契約である場合
- ・申込者などが法人である保険契約の場合

※詳しくは、**ご契約のしおりトク・リング・オフ制度(お申し込みの撤回など)**をご覧ください。

2

正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

事実を正しく告知ください(告知義務)

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者の方などには健康状態などについて**正しく告知をしていただく義務(告知義務)があります。**
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねすることについて、**ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**
- 告知受領権は生命保険会社(会社所定の「告知書」)および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、**責任開始の日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。**この場合、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。また、保険料の払い込みを免除する事由が発生していても、払い込みを免除することはできません。ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などを支払いまたは保険料の払い込みを免除することがあります。また、ご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社がご契約を解除することができます。**ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば、契約者にお支払いします。**
- 現在の医療水準では治癒が困難または死亡リスクの極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取り消しとなる場合があります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。**

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社がご契約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社がご契約を解除することができます。

申込内容や告知内容についての確認

ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金・給付金などのご請求時に当社の担当者または当社の委託を受けた者が申込内容や告知内容について確認させていただくことがあります。

過去に傷病歴などがある方へ

過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割り増しや保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、当社では、保険料は割り増しされていますが通常の保険よりも引受基準を緩和もしくは引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

3

保障を開始する時期についてご確認ください (責任の開始)

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、**保険契約の申し込みを当社が受信した時または告知の時のいずれか遅い時**から、当社は保険契約上の保障を開始します(責任開始)。

※保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、三大疾病月払給付金の悪性新生物の保障については、保障されない期間(不てん補期間)がありますので **契約概要** および **ご契約のしおり・約款** でご確認ください。

- 生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

※ただし、第1回保険料相当額の払い込みがないときは、特約条項に定める場合を除きご契約は無効になります。詳しくは、**インターネット申込特約 特約条項** をご覧ください。

4

保険金・給付金などをお支払いできない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金などをお支払いできないことがあります**。保険商品により異なりますので、詳しくは **約款** でお確かめください。また、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合についてのより詳しい説明は、当社のホームページまたは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■支払事由に該当しない場合

責任開始時前に生じていた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当された場合(*1)など、各商品の約款に定める支払事由に該当しないとき

*1 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に、責任開始時以後の傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係がないものに限り)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当されたときを除きます。

■免責事由に該当した場合

3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合など、各商品の約款に定める免責事由に該当されたとき

■ご契約の失効の場合

保険料の払い込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき

■詐欺による取り消しに該当する場合

保険契約の締結・復活などに際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

■不法取得目的による無効の場合

契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結・復活などをされたとき

■告知義務違反による解除に該当する場合

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

■重大事由による解除の場合

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき

〈例〉

- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂も含みます)
- 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき(未遂も含みます)
- 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力(*2)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*3)を有していると認められるとき
- その他上記と同等の重大な事由があったとき

*2 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*3 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

■国際経済制裁などに該当する場合

この保険契約に基づく利益の提供などが約款に定める国際経済制裁などを受けるとき、またはそのおそれがあるとき

上記に該当する場合でも、保険金・給付金などをお支払いできること(*4)や、解約返戻金などをお支払いできることがあります。

*4 責任開始時前に発病した疾病について、当社がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合など

5

支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

お支払いに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども**、すみやかに当社または担当者までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社のホームページや **ご契約のしおり・約款** にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

カスタマーサービスセンター 0120-881-796

受付時間 月～土：9:00～18:00(年末年始および祝日除く)

電話をおかけになる際には、番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。

複数の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**同時に複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがあります**ので、ご不明な点がある場合などには、ご連絡ください。

給付金などの代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されると、被保険者が受取人となる給付金などや被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除を請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。なお、代理請求人はあらかじめ指定することが可能です(指定された代理請求人を「指定代理請求人」といいます)。
- 給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人(指定されている場合は指定代理請求人)に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、[契約概要▶付加できる主な特約について](#) および [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

6

保険料の払い込みがなく払込猶予期間を過ぎた場合、ご契約は効力を失います

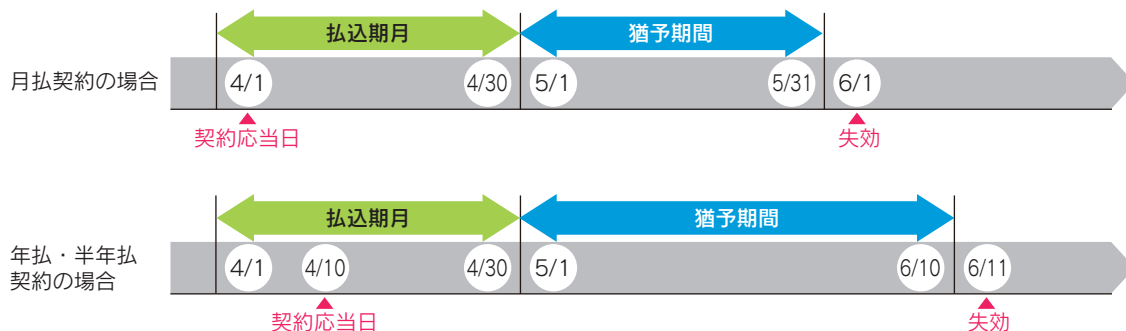
保険料の払込期日

保険料は払込期月(保険料を払い込みいただく月)内に払い込みください。

払込猶予期間およびご契約の失効

- 払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、一定の払込猶予期間があります。
- 払込猶予期間満了日までに保険料の払い込みがないときは、**ご契約は効力を失います(失効)**。
- 保険商品によっては、失効されたご契約でも解約請求することで解約返戻金をお支払いできる場合があります。

【例：払込期月と払込猶予期間】



※第1回保険料の払込猶予期間については、[インターネット申込特約 特約条項](#) をご覧ください。

ご契約の復活

失効されたご契約でも、失効後1年以内であればご契約の復活を請求することができます。復活の請求に際しては告知と復活に必要な保険料の払い込みが必要です。

当社が復活を承諾した場合には、告知と復活に必要な保険料の払い込みがされた時から、保障(責任)を開始します(この保障が開始する日を復活日といいます)。

ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、三大疾病月払給付金の悪性新生物については、復活日からその日を含めて90日間の保障されない期間(不てん補期間)があります。

また、被保険者の**健康状態などによっては復活できない場合があります。**

詳しくは、**ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

7

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります

解約返戻金と払込保険料の合計額との関係

生命保険では、払い込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は保険金・給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な費用にあてられます。したがって、**ご契約を保険期間の途中で解約されると、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

保険種類などにより異なる解約返戻金額

- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・経過期間などによって異なります。**特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- 保険商品の中には、より低廉な保険料でご契約いただけるように、解約返戻金をなくしたり、解約返戻金の支払水準を低く設定しているものがあります。

※この商品の解約返戻金については、**この保険の内容について、特にご確認いただきたい事項** をご覧ください。

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払のご契約を解約された場合

払い込まれた保険料のうち、まだ経過していない期間に対応する保険料(未経過期間保険料)があるときには、契約者にお返しします。

8

現在の保険契約を解約して新たなお申し込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても、一般のご契約と同様に告知義務があります。また、新たな保険契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されるとともに、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

したがって、**告知内容によっては、新たにご契約をお引き受けできない場合や、その告知をされなかったために新たにご契約が解除・取り消しとなり保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。**

9

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を 一般社団法人生命保険協会でお受けしています（指定紛争解決機関）

この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

一般社団法人生命保険協会 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

1 利用目的について

メットライフ生命保険株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまの個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社は個人番号を番号法にもとづき支払調書などにお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

2 ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

当社は生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴などの要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報を取得・利用します。

②外国を含む再保険会社への情報提供

当社は、生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、外国を含む再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。

また、保険金・給付金などのご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

再保険会社が所在する外国の例: 米国、EU、英国、シンガポール等

当社は、信用リスク等のさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。

3

外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報および提供先において個人データとして取得することが想定される個人関連情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②法令に基づく場合のほか、個人情報保護法によりご本人の同意を得ないでご本人の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（米国等の外国に所在する事業者、当社代理店を含みます）へ委託する場合
- ④外国を含む再保険会社へ情報提供する場合
- ⑤個人情報を共同利用する場合

その他詳細および最新情報は当社ホームページwww.metlife.co.jpに記載しています。

<p>保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください</p>	<p>この保険はメットライフ生命の「保険種類のご案内」に記載されている【定期保険】です。</p>
<p>生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ 当社の生命保険業務に関する 質問、相談、ならびに苦情について</p>	<p>お問い合わせ先 0120-361-777 (月～土9:00～18:00 / 年末年始および祝日を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。</p>
<p>生命保険募集人について</p>	<p>当社の担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。 なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問い合わせください。 [お問い合わせ先]お客さま相談室 Tel. 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00/年末年始および祝日除く)</p>
<p>引受保険会社</p>	<p>メットライフ生命保険株式会社 〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3 当社の情報については下記ホームページをご覧ください。 https://www.metlife.co.jp/about/</p>

その他ご確認いただきたい事柄

ご契約のお手続きについて

※インターネット申込特約の適用に際しては、お申し込みをされる方(契約者)は、保障の対象となる方(被保険者)と同一であることを要します。

■ 申込書・告知書

インターネット申込画面では、書面による申込書・告知書にかえて、申込事項・告知事項を入力していただきます。申込事項は保険会社との契約内容を取り決めるものです。

また、告知事項は当社がご契約のお引き受けの諾否および条件を判断するためのもので、ともに大切なものです。

● 申込事項の入力

内容を十分お確かめのうえ、契約者ご自身で必要事項について入力いただき、送信してください。

現住所は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく(所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで)入力してください。

● 告知事項の入力

保険金・給付金などの支払事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち、当社が入力画面で質問した事項についてお知らせいただくものです。

被保険者ご自身で正確に入力いただいたうえ、送信をお願いします。

■ 保険証券

ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券を契約者にお送りします。

保険証券は契約成立の証(あかし)ですので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

● 当社がご契約の申し込みを承諾した場合、保険証券を発行します。

● 保険証券に記載された内容がお申し込みの際のものとは違ってないか、もう一度よくお確かめください。もし、内容が相違していたり、不明な点などがありましたら、当社または担当者までご連絡ください。

● 保険証券は保険金請求などのお手続きの際に必要となります。大切に保管してください。

■ 申込内容などの確認について

● お申し込みいただいた保険契約についてお問い合わせいただく場合は、契約者または被保険者ご本人さまに限定させていただきます。

● 申込書・告知書の内容について確認を行う必要がある場合は、当社より申込書については契約者ご本人さま、告知書については被保険者ご本人さまへ確認させていただきます。

● なお、電話で確認をさせていただく際、契約者ご本人さまが不在の場合で、同居の家族の方が保険申込について了知されている場合には、申込書について同居の家族の方へ確認させていただく場合がございます(告知書についての確認を除きます)。

用語の説明

か行 **【解約】**
保険期間の途中に、契約者が保険会社に申し出て契約を将来に向かって消滅させることです。

【解約返戻金】

契約を解約された場合などに、契約者に払い戻されるお金のことです。

【給付金】

被保険者が入院や手術をされたときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【契約応当日】

保険期間中の、契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日とは、例えば、契約日が8月1日の場合は、毎年8月1日となります。また、月単位あるいは半年単位の契約応当日とは、それぞれ各月・半年ごとの契約日にあたる日をさします。例えば、契約日が8月1日のとき、月単位の場合は毎月1日、半年単位の場合は2月1日と8月1日となります。

【契約者】

保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。

さ行 **【支払事由】**
約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする場合のことです。

さ行 **【主契約】**
約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。(参考:特約)

【責任開始】

契約の保障が開始されることを責任開始といいます。その時を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。

【特則】

主契約および特約の契約内容のある特定の事項について追加・変更を定めた約定(約束事)のことです。

【特約】

主契約の契約内容に追加・変更を行う特別の約定(約束事)のことです。

【被保険者】

保険の保障の対象となっている人のことです。

【不慮の事故】

急激かつ偶発的な外来の事故のことをいい、疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

【保険期間】

契約が有効な期間をいいます。終身(被保険者が死亡するまでと定めるもの)と

は行 定期(一定期間で、○年間で定めるもの(年満了)または○歳までと定めるもの(歳満了))があります。歳満了の場合、その年齢になられてから最初に迎える年単位の契約応当日の前日が満了日となります。

【保険金】

被保険者の死亡や高度障害、保険期間が満了したときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【保険年度】

契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

【保険料払込期間】

保険料を払い込む期間をいいます。保険期間と保険料払込期間が同一の場合を全期払といい、また特に保険期間が終身の場合には終身払ともいいます。保険期間と保険料払込期間が異なる場合を短期払といい、払込年数で定めるものと保険料払込期間満了時の被保険者の年齢で定めるものがあります。

【免責事由】

約款に定める支払事由に該当されても、保険金・給付金などをお支払いできない場合のことです。

【約款】

保険会社があらかじめ定めた契約内容のことで、普通保険約款と特約条項があります。

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
0120-361-777